

「岸和田市貝塚市クリーンセンターリサイクル棟大規模改修工事」に係る条件付一般競争入札実施要綱

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 岸和田市貝塚市クリーンセンターリサイクル棟大規模改修工事
- (2) 工事場所 岸和田市岸之浦町 1-2
- (3) 工事期間 契約日から令和 8 年 5 月 31 日まで
- (4) 工事業種 建築一式工事

2 工事概要

(1) 対象建物

リサイクル棟(SRC 造 地上 6 階建 延床面積 17,490.22 m²)、ごみ焼却棟～リサイクル棟
渡り廊下、リサイクル棟～啓発棟渡り廊下、管理啓発棟車寄せ・身障者用駐車場

(2) 工事範囲

リサイクル棟、渡り廊下の外壁のタイル貼替、ALC、RC 壁等の補修、塗装替え（シールの撤去貼替を含む）、リサイクル棟外部の構造部材の塗装替え、リサイクル棟外壁の鋼製建具、
庇、笠木類の塗装及び渡り廊下の屋根、笠木類の塗装、リサイクル棟の防爆仕様建具の鋼製
外枠取替え、鋼製建具召し合わせ取替え、リサイクル棟の蛍光灯（ガード付き及びガード無
し）及び丸形外灯の LED 器具への取替え、リサイクル棟の一部に防鳥ネットの設置、管理啓
発棟車寄せ・身障者用駐車場の屋根防水の貼替、アルミパネル、水切り、笠木の取替え

3 入札参加資格に関する事項

本入札の申請日時点で、次に掲げる全てに該当し、本工事の入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 岸和田市及び貝塚市の建設工事指名競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）において、建築一式の入札参加資格を有する者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、建築一式工事について同法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項に規定する経営事項審査結果のうち、「建築一式工事」の総合評定値（P 点）が公告の日において市内業者は 800 点以上、市外業者は 1,000 点以上であること。
- (4) 申請日時点で、過去 15 年間に於いて同種工事（※）の元請の完成工事実績があること。
※同種工事とは、延べ面積 3000 m²以上かつ高さ 20m 以上の建築物の新築、増築、改築、改修とする。（以下「同種工事」という。）
- (5) 次に掲げる基準の全てを満たす直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 申請日時点で、過去 15 年間に於いて同種工事（※）を着工から工事完了まで従事した経験を有する者
 - ② 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者。

- (6) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）又は貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく指名停止期間中にない者であること。
- (7) 岸和田市貝塚市清掃施設組合暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を、受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- (11) (10) に掲げた「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の①から③までのいずれかに該当するものである。
 - ① 当該受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしているもの
 - ② 本工事の設計受託者に発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有されているもの又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を受けているもの
 - ③ 代表権を有する役員が本工事の設計受託者の代表権を有する役員を兼ねているもの

4 入札参加資格審査申請書の配布

- (1) 配布場所 岸和田市貝塚市清掃施設組合ホームページ
- (2) 配布期間 令和 6 年 6 月 21 日(金)から令和 6 年 7 月 8 日(月)まで
入札参加資格審査申請書のダウンロードに関しては、本要綱の「3 入札参加資格に関する事項」に該当するかをよく確認して行うこと。

5 入札参加資格審査申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに次の書類を提出し、岸和田市貝塚市清掃施設組合の条件付一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ① 岸和田市貝塚市清掃施設組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
 - ② 元請工事の施工実績調書（様式第 2 号）及び同種工事の契約書の写し等
 - ③ 配置予定の技術者調書（様式第 3 号）及び同種工事の契約書の写し等

(監理技術者資格者証等の法令による免許等の写し(表裏)、監理技術者講習修了証の写し、健康保険証の写し)

- ④ 特定建設業の許可証明書の写し又は特定建設業の許可通知書の写し
 - ⑤ 建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(最新のもの)
- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請期日までに提出場所に提出しなければならない。なお、申請期間終了後の申請者の都合による提出書類の書き換え、引き換え等は一切認めない。また、電送によるものは受け付けない。

6 入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所

- (1) 提出期間 令和6年6月21日(金)から令和6年7月8日(月)までの土・日曜日・祝日を除く
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所 〒596-0016
岸和田市岸之浦町1-2
岸和田市貝塚市清掃施設組合環境技術課
- (3) 提出方法 持参

7 入札参加資格審査申請書等書類の取扱い

- (1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

8 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類により審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知するものとする。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、令和6年7月17日(水)までにメールにて通知するものとする。
また、事前に岸和田市貝塚市清掃施設組合(kankyo-g@kishikai-cleancenter.or.jp)まで、業者名及び担当者名を記入のうえ、メールを送信すること。
なお、当該決定に異議がある者は、岸和田市貝塚市清掃施設組合に対して、令和6年7月19日(金)までに限り、その理由の説明を求められることができる。

9 設計図書等の入手

- (1) 入札参加資格を有すると認めた者は、入札配布資料、設計図書、現場写真、工事費内訳明細書(金抜き)等入手するものとする。なお、現場説明会は行わない。
 - ① 入手期間 令和6年7月17日(水)午前9時から令和6年7月26日(金)正午まで
 - ② 入手場所 岸和田市貝塚市清掃施設組合ホームページ
- (2) 設計図書等に関する質問は、メールのみの受付とする。また、必ず電話等で送信した旨を伝え、確認を取ること。
 - ① 受付期限 令和6年7月26日(金)正午まで
 - ② 送信場所 岸和田市貝塚市清掃施設組合環境技術課

③ メールアドレス kankyo-g@kishikai-cleancenter.or.jp

(3) (2)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

① 回答日時 令和6年8月8日(木) 午前11時から

② 回答方法 岸和田市貝塚市清掃施設組合より参加者全員にメール送信及び岸和田市貝塚市清掃施設組合ホームページにて公表する。

10 入札保証金に関する事項

岸和田市財務規則（昭和39年岸和田市規則第10号。以下「財務規則」という。）第108条により免除。

ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第113条の2第2項の規定により、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

11 設計金額の事前公表

(1) 公表日時 令和6年7月17日(水)

(2) 公表場所 岸和田市貝塚市清掃施設組合ホームページ
なお、予定価格、最低制限価格は仮契約締結後公表する。

12 入開札日及び入札会場

(1) 入開札日 令和6年8月27日(火) 午前10時

(2) 入札会場 岸和田市貝塚市クリーンセンター管理棟2階 会議室2
なお、入札書は、入札日当日会場にて配布する。

13 入札の無効に関する事項

岸和田市入札心得における第10条に記載している。

14 入札の失格に関する事項

最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者は失格とする。

15 落札者の決定に関する留意事項

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。ただし、抽選により決定した落札者が、契約日までの間に指名停止等で契約締結ができない場合、他の抽選を行った業者で再度抽選を行い落札者を決定するものとする。

(3) 岸和田市貝塚市清掃施設管理者は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあるとき、落札者の決定を保留することができる。

16 最低制限価格について

本件については、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設定する。

17 工事費内訳明細書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書は、交付書類により配布する用紙を参考に作成することとする。

18 入札結果の公表

入札結果は、岸和田市貝塚市清掃施設組合ホームページにて公表する。

19 契約の保証

落札者は、岸和田市貝塚市清掃施設組合との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- (2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は、管理者が確実と認める金融機関の保証
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）

なお、上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

20 契約書の提出等

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結するとともに、その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。
- (2) 本工事の契約成立（工期開始）には、岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の議決（可決）を要する。

21 仮契約の解除等

20(1)に基づき仮契約を締結した契約について岸和田市貝塚市清掃施設組合議会で否決された場合、その仮契約は解除とする。なお、その決定に際して発注者は落札者（契約予定者）に対して一切の責めを負わないものとする。

22 支払条件

前払金及び部分払については、岸和田市貝塚市清掃施設組合会計事務規則(平成21年規則第2号)及び契約書の規定に基づき支払うものとする。なお、支払額は、令和6年度から令和8年度の各年度の予算の範囲内とする。

23 その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）等の関係法令、財務規則を遵守すること。

24 問合せ先

岸和田市岸之浦町 1-2
岸和田市貝塚市清掃施設組合環境技術課
電話 072-436-5389 (代表)